

議第55号

京都市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

京都市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年2月17日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市都市公園条例の一部を改正する条例

京都市都市公園条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「公園施設（法第2条第2項に規定する公園施設をいう。以下同じ。）」を「運動施設（法第2条第2項第5号に掲げる施設をいう。）」に改め、「いる公園」の右に「のうち、市長が指定する区域」を加える。

第3条第2項中「公園施設」の右に「（法第2条第2項に規定する公園施設をいう。以下同じ。）」を加え、同条第3項中「当該事項」を「その変更の内容」に改め、同条第4項中「第3項」を「前項」に改める。

第7条第1項中「利用（）」の右に「付属設備の利用及び」を加える。

第12条の2第3号中「とき」の右に「（別に定める者が、有料公園施設の利用を開始する日の7日前までにその利用の取消しを申し出たときを除く。）」を加える。

第19条を第24条とし、第18条を第23条とする。

第17条の前の見出しを削り、同条中「または」を「又は」に、「第15条」を「第20条」に改め、同条を第22条とし、同条の前に見出しとして「（過料）」を付する。

第16条を第21条とし、第15条を第20条とし、第14条を第19条とし、第13条の次に次の5条を加える。

（工作物等を保管した場合の公示事項）

第14条 法第27条第5項に規定する条例で定める事項は、次に掲げるものと

する。

- (1) 保管した工作物その他の物件又は施設（以下「工作物等」という。）の名称又は種類，形状及び数量
- (2) 保管した工作物等が放置されていた場所及び当該工作物等を除却した日時
- (3) その工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所
- (4) 前3号に掲げるもののほか，保管した工作物等を返還するため必要と認められる事項

(工作物等を保管した場合の公示の方法等)

第15条 法第27条第5項の規定による公示は，次に掲げる方法により行わなければならない。

- (1) 前条各号に掲げる事項を，保管を始めた日から起算して14日間，別に定める場所に掲示すること。
- (2) 前号の掲示に係る工作物等のうち特に貴重と認められるものについては，同号の掲示の期間が満了しても，なおその工作物等の所有者，占有者その他当該工作物等について権原を有する者（第18条において「所有者等」という。）の氏名及び住所を知ることができないときは，その掲示の要旨を公告すること。

2 市長は，前項に規定する方法による公示を行うとともに，保管工作物等一覧簿を別に定める場所に備え付け，かつ，これをいつでも関係者に自由に閲覧させなければならない。

(工作物等の価額の評価の方法)

第16条 法第27条第6項の規定による工作物等の価額の評価は，取引の実例価格，当該工作物等の使用年数，損耗の程度その他当該工作物等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において，市長は，必要があると認めるときは，工作物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(保管した工作物等を売却する場合の手続)

第17条 法第27条第6項の規定による保管した工作物等の売却は、競争入札に付して行わなければならない。ただし、競争入札に付しても入札する者がいない工作物等その他競争入札に付することが適当でない認められる工作物等については、随意契約により売却することができる。

(保管した工作物等の返還)

第18条 法第27条第4項の規定により保管した工作物等（同条第6項の規定により売却した代金を含む。）の所有者等への返還は、当該工作物等を保管している場所で行うものとする。

別表第2 1中

385	円
115	
4,240	
115	
425	

を

440	円
130	
4,800	
130	
490	

に改め、同表1に備

考として次のように加える。

備考1 使用料の額が月を単位として定められている場合において、使用期間が1月未満であるとき、又は使用期間に1月未満の端数があるときは、日割り計算により使用料を算出する。

2 使用料の額が日を単位として定められている場合において、使用期間が1日未満であるとき、又は使用期間に1日未満の端数があるときは、当該使用期間又は当該端数を1日とみなして使用料を算出する。

3 使用料の額が平方メートルを単位として定められている場合において、使用面積が1平方メートル未満であるとき、又は使用面積に1平方メートル未満の端数があるときは、当該使用面積又は

当該端数を1平方メートルとみなして使用料を算出する。

別表第2 2備考以外の部分を次のように改める。

区 分		使 用 単 位	単 位 期 間	使 用 料
電柱, その支柱その他これらに類するもの		1 本	1 年	3,800 ^円
電 線		1 メートル		530
変 圧 塔		1 基		4,400
鉄 塔		1 平方メートル		4,400
地 下 埋 設 物	管 路	1 メートル		2,100
	そ の 他 の も の	1 平方メートル		2,100
郵便差出箱及び信書便差出箱		1 基		1,800
公 衆 電 話 所				4,400
標 識				1 本
工事用施設及び工事用材料置場		1 平方メートル		1 日
興行, 競技会, 集会, 展示会, 博覧会その他これらに類する催し	ス テ ー ジ	1 面	1 時 間	1,700
	そ の 他 の 場 所	1 平方メートル	1 日	130
業として行う写真撮影		1 回	1 時 間	3,800
業として行う映画撮影				7,800
そ の 他 の 占 用 又 は 利 用		別に定める。		

別表第2 2備考に次のように加える。

- 5 次のいずれかの地区等に電柱, その支柱その他これらに類するもの(周辺の景観と調和した彩色を施したものを除く。)又は電線を設置して, 公園を占用する場合の使用料は, この表に掲げる額に2を乗じて得た額とする。

- (1) 文化財保護法第142条に規定する伝統的建造物群保存地区
- (2) 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第6条第1項に規定する歴史的風土特別保存地区
- (3) 都市計画法第8条第1項第7号に掲げる風致地区
- (4) 都市緑地法第12条第1項に規定する特別緑地保全地区
- (5) 景観法第61条第1項に規定する景観地区
- (6) 京都市眺望景観創生条例第15条第1項に規定する事前協議区域
(同条例第5条第1号に規定する視点場に限る。)

別表第3備考以外の部分を次のように改める。

区 分		利用 単位	単 位 期 間	利 用 料 金		
有 料 公 園	有 料 公 園 施 設			ア	イ	
岡 崎 公 園	野 球 場	1 面		円 4,310	円 2,610	
	テ ニ ス コ ー ト			2,090	1,670	
一 乗 寺 公 園	野 球 場			3,400	2,080	
岩 倉 東 公 園	野 球 場 兼 運 動 場			3,400	2,080	
朱 雀 公 園	野 球 場 兼 運 動 場			3,400	2,080	
東 野 公 園	野 球 場			3,400	2,080	
勸 修 寺 公 園	野 球 場 兼 運 動 場			3,400	2,080	
	テ ニ ス コ ー ト			2,090	1,670	
殿 田 公 園	野 球 場 兼 運 動 場			3,400	2,080	
吉 祥 院 公 園	野 球 場				4,310	2,610
	球 技 場			全 面	5,430	3,340
				半 面	2,710	1,670
	ミニ コ ー ト1 面			1,520	1,010	
上 鳥 羽 公 園	野 球 場		3,400	2,080		

桂川緑地久我橋東詰公園	第 1 球 技 場		1 時間	3,400	830
	第 2 球 技 場			2,750	730
	第 3 球 技 場			2,220	520
	運動場兼ソフトボール場			3,400	830
	テ ニ ス コ ー ト			1,170	730
西 院 公 園	テ ニ ス コ ー ト			2,090	1,670
牛 ヶ 瀬 公 園	野 球 場			3,400	2,080
小畑川中央公園	野 球 場 兼 運 動 場			3,400	2,080
	テ ニ ス コ ー ト			2,090	1,670
三 栖 公 園	野 球 場			3,400	2,080
	テ ニ ス コ ー ト		2,090	1,670	
下 鳥 羽 公 園	球 技 場		3,660	2,610	
伏 見 公 園	野 球 場 兼 運 動 場		3,400	2,080	
伏見桃山城運動公園	野 球 場		4,310	2,610	
	野球場兼運動場	野球又はソフトボールのために利用する場合	半 面	3,400	2,080
その他の場合		1 面			
付 属 設 備			別に定める。		
広 告 の 表 示			別に定める。		

別表第3備考2中「この備考において」を削り、「に掲げる」を「の規定により計算した」に改め、同備考に次のように加える。

3 利用者が入場料（利用者が、いかなる名義であるかを問わず、入場者から徴収する入場の対価をいう。）を徴収する場合において、その収入額の100分の15に相当する額がこの表の規定により計算した額

(2の規定の適用がある場合にあっては、その適用後の額。以下この備考において同じ。) を超えるときの利用料金の上限額は、その収入額の100分の15に相当する額(当該金額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げた額)とする。ただし、学生、生徒、児童その他催物に参加することを業としない者により行われる催物に利用する場合において、その収入額の100分の10に相当する額がこの表の規定により計算した額を超えるとときの利用料金の上限額は、その収入額の100分の10に相当する額(当該金額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げた額)とする。

- 4 別表第1に掲げる供用時間を超えて有料公園施設を利用する場合の利用料金の上限額は、1時間までごと(超える時間が30分未満の場合を除く。)に、この表に掲げる額(2又は3の規定の適用がある場合にあっては、その適用後の額について利用単位及び単位期間に応じて計算した1時間当たりの額)に3を乗じて得た額(当該金額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げた額)とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
- (1) 次号及び第3号に掲げる規定以外の規定 この条例の公布の日
 - (2) 別表第2の改正規定(同表1に備考を加える改正規定を除く。)及び附則第4項の規定 令和4年6月1日
 - (3) 別表第3の改正規定及び附則第5項の規定 令和5年4月1日

(準備行為)

- 2 前項第2号に掲げる規定による改正後の京都市都市公園条例の規定による使用料の徴収その他これを徴収するために必要な準備行為は、同号に掲げる規定の施行前においても行うことができる。

3 附則第1項第3号に掲げる規定による改正後の京都市都市公園条例の規定による有料公園施設の利用に係る料金の承認の申請その他地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に当該料金を収受させるために必要な準備行為は、同号に掲げる規定の施行前においても行うことができる。

(適用区分)

4 附則第1項第2号に掲げる規定による改正後の京都市都市公園条例の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後の使用に係る使用料について適用する。ただし、使用期間が同号に掲げる規定の施行の前日に始まる使用に係る使用料のうち、同号に掲げる規定の施行の日から令和5年3月31日までの使用に係る使用料については、なお従前の例による。

5 附則第1項第3号に掲げる規定による改正後の京都市都市公園条例の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

提案理由

使用料及び利用料金の適正化を図る等の必要があるので提案する。